

〔別紙〕

様式1

事業報告書
(自 令和3年8月1日 至 令和4年7月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 康成会
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市花丘町20番21号
- (3) 設立認可年月日 令和1年9月9日
- (4) 設立登記年月日 令和1年9月13日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	松本 錦哉	
理事	松本 明美	
同	松本 成輝	
同	松本 彩花	
監事	日高 登	

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	まつもと歯科	長崎市花丘町20番21号	

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は理事会で議決又は同意した事項

令和 3年 9月22日 財産目録、貸借対照表、損益計算書承認の件

” 診療所改装の件

” 役員退職慰労金規定に関する承認の件

令和 4年 7月20日 役員報酬額改定の件

(5) その他

法人名 医療法人社団 康成会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市花丘町20番21号

貸 借 対 照 表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	37,483	I 流 動 負 債	2,341
II 固 定 資 産	114,977	II 固 定 負 債	120,408
1 有 形 固 定 資 産	109,952	負 債 合 計	122,749
2 無 形 固 定 資 産	152	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	4,873	科 目	金 額
		I 基 金	21,400
		II 利 益 剰 余 金	8,312
		純 資 産 合 計	29,712
資 産 合 計	152,461	負 債 ・ 純 資 産 合 計	152,461

様式4-2

法人名 医療法人社団 康成会
 所在地 長崎県長崎市花丘町20番21号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年 8月 1日 至 令和4年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	81,334
2 事業費用	80,469
本来業務事業損失	865
事業利益	865
II 事業外収益	561
III 事業外費用	505
經常損失	921
税引前当期純利益	921
法人税等	326
当期純利益	595

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 康成会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 長崎県長崎市花丘町20番21号

財 産 目 録

(令和4年7月31日現在)

1. 資	産	額	152,461	千円
2. 負	債	額	122,749	千円
3. 純	資	産	29,712	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,483
B 固 定 資 産	114,977
C 資 産 合 計 (A+B)	152,461
D 負 債 合 計	122,749
E 純 資 産 (C-D)	29,712

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 康成会
理事長 松本 錦哉 殿

私は、医療法人社団 康成会の令和3年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月17日

医療法人社団 康成会

監事 日高 登